

官報

號外 昭和十二年三月二十九日

○第七十回貴族院議事速記録第二十六號

昭和十二年三月二十八日(日曜日)午前十時
二十二分開議

議事日程 第二十七號

昭和十二年三月二十八日
午前十時開議

源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關スル

法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第一會計検査院法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第三日本銀行金買入法中改正法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第四神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第五農村負債整理資金特別融通及損失補償法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第六防空法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會

第七アルコール專賣法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

第八揮發油及アルコール混用法案(政府提出、衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長報告)

氏名左ノ如シ
小運送業法案特別委員會
委員長 男爵飯田精太郎君
副委員長 遠藤 柳作君
國民健康保險法案特別委員會
委員長 男爵大森 佳一君
副委員長 子爵高倉 篤麿君
保健所法案特別委員會
委員長 伯爵川村鐵太郎君
副委員長 男爵佐藤達次郎君

同日委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ
明治四十年法律第二十一號中改正法律案
地方鐵道補助法中改正法律案
横莊鐵道株式會社所屬鐵道外三鐵道買收
ノ爲公債發行ニ關スル法律案
帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及
南滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓
ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公
債發行ニ關スル法律案可決報告書

昭和七年法律第十二號中改正法律案可決
報告書
日本銀行條例中改正法律案可決報告書
日本銀行參與會法廢止法律案可決報告書
東京農業教育專門學校創設ニ伴フ帝國大學特別會計及學校及圖書館特別會計ノ關涉ニ關スル法律案可決報告書
帝國ノ滿洲國ニ於ケル治外法權ノ撤廢及
南滿洲鐵道附屬地行政權ノ調整乃至移讓
ニ伴ヒ退官退職シタル者等ニ交付スル公
債發行ニ關スル法律案可決報告書

○議長(公爵近衛文麿君) 報告ヲ致サセマ
斯ニ角倉書記官朗讀
昨二十七日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府
提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨ヲ衆
議院ニ通知セリ
臨時租稅增徵法案
法人資本稅法案
外貨債特別稅法案
揮發油稅法案
有價證券移轉稅法案

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ
昭和十二年度歲入歲出總豫算追加案(第一
號)
昭和十二年度各特別會計歲入歲出追加案
(特第一號)
豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲ爲ス
ヲ要スル件(追第一號)
昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充
ル爲公債追加發行ニ關スル法律案
神戸商業大學移轉改築費ニ充用シタル金
額ノ補填ニ關スル法律案

農村負債整理資金特別融通及損失補償法
案
防空法案
○議長(公爵近衛文麿君) 是ヨリ會議ヲ開
キマス、日程第一、昭和十二年度一般會計
歲出ノ財源ニ充ツル爲公債追加發行ニ關ス
ル法律案 日程第二、會計検査院法中改正
法律案 日程第三、日本銀行金買入法中改
正法律案、日程第四、神戸商業大學移轉改
築費ニ充用シタル金額ノ補填ニ關スル法律
案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、是
等ノ四案ヲ一括シテ議題ト爲スコトニ御異
議ハゴザイマセヌカ

○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認
メマス、結城大藏大臣
(左ノ送付文及法律案ハ朗讀ヲ經
サルモ參照ノ爲茲ニ載錄ス以下之
ニ做フ)
昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充
ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案
右政府提出案本院ニ於テ可決セリ因テ議
院法第五十四條ニ依リ及送付候也
昭和十二年三月二十七日

貴族院議長近衛文麿殿
昭和十二年度一般會計歲出ノ財源ニ充
ツル爲公債追加發行ニ關スル法律案
政府ハ昭和十二年度一般會計歲出ノ財源
ニ充ツル爲他ノ法律ニ依リ起債シ得ル金
額ノ外五千百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行
シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得
前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額
ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項

四人ヲ増員致シタイノデアリマス、是ガ本案ヲ提出スル所以デアリマス、何卒御審議ノ上、速カニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ致シマス

○議長（公爵近衛文麿君）別ニ御質疑ガナケレバ、是等ノ四案ハ之ヲ昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外六件ノ特別委員ニ付託致シマス

○議長（公爵近衛文麿君）別ニ御質疑ガナケレバ、是等ノ四案ハ之ヲ昭和十二年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律案外六件ノ特別委員ニ付託致シマス

○議長（公爵近衛文麿君）日程第五、農村負債整理資金特別融通及損失補償法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、山崎農林大臣

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和十二年三月二十七日

衆議院議長 富田幸次郎

貴族院議長公爵近衛文麿殿

（小字及一八衆議院ノ修正ナリ）

農村負債整理資金特別融通及損失補償法案

農村負債整理資金特別融通及損失補償法案

第一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ負債整理事業ヲ助成スル爲必要アリト認ムルトキハ負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

農村負債整理資金特別融通及損失補償法案

第一條 市町村又ハ産業組合中央金庫ハ負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

産業組合中央金庫ノ爲ス前項ノ特別融通ハ所屬信用組合方農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ場合又ハ所屬信用組合方其ノ組合員タル負債整理組合若ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理資金ヲ融通スル場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ信用組合ニ對シ之ヲ爲スモノトス

日本勸業銀行、農工銀行又ハ北海道拓殖銀行（以下融資銀行ト稱ス）ハ負債整理組合ノ組合員、農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ組織者又ハ命令ノ定ムル所ニ依リ負債ノ整理ヲ爲ス者ニ對シ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得

第二條 市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ前條ノ規定ニ依リ特別融通ヲ爲スコトヲ得ル期間ハ本法施行ノ日ヨリ十年間トシ其ノ融通ノ期限ハ本法施行ノ日ヨリ二十五年ヲ超ユルコトヲ得

第三條 融資銀行ガ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第七條 第五條第一項及前條ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 第五條第二項及第六條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スコトヲ得

第五條 北海道府縣ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ市町村ガ損失ヲ受ケタルトキニ對シ其ノ特別融通ヲ受ケタルトキ之ニ對シ其ノ特別融通ヲ受ケタルトキニ對スル損失補償金）ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

政府ハ前項ノ損失補償ノ契約ニ基キ北海道府縣ガ損失補償ヲ爲シタルトキ之ニ對シ其ノ市町村ニ對スル損失補償金ノ三分ノ二ニ相當スル金額ヲ補給スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ北海道府縣ガ市町村ニ對シテ爲ス損失補償ノ契約ニ於テハ北海道府縣ノ市町村ニ對スル損失補償金中其ノ六分ノ一ニ相當スル金額ヲ當該市町村ニ於テ負擔スペキ旨ヲ定ムベシ但シ特別ノ事由アルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ負擔スペキ金額ノ割合ニ付別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

シ又ハ市町村ヲシテ負擔ヲ爲サシメザルコトヲ得

第六條 政府ハ第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スニ因リ産業組合中央金庫又ハ融資銀行ガ損失ヲ受ケタルトキハ産業組合中央金庫ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ三以内、融資銀行ニ對シテハ其ノ特別融通總額ノ十分ノ二以内ノ金額ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

第七條 第五條第一項及前條ノ損失ヲ決定スル基準ハ主務大臣大藏大臣ニ協議シテ之ヲ定ム

第八條 第五條第二項及第六條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ爲スコトヲ得

第九條 第一條ノ規定ニ依ル特別融通ヲ受ケタルニ因リ市町村、産業組合中央金庫又ハ融資銀行ノ受ケタル損失及其ノ額ハ負債整理資金特別融通損失審査會之ヲ決定ス

第十條 第五條第二項及第六條ノ契約ニ基キ政府ガ北海道府縣、産業組合中央金庫及融資銀行ニ對シ支拂フベキ補給金又ハ補償金ハ國債證券ヲ以テ之ヲ交付スルコトヲ得

第十一條 政府ハ前條ノ規定ニ依リ交付スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 本法ハ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參照シテ大藏大臣之ヲ定ム

第十三條 本法中町村トアルハ町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ之ニ準ズベキモノトス

第十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ附則

第十五條 農村負債整理組合法第三章ヲ從前ノ農村負債整理組合法第二十六條ノ規定ニ依ル特別融通ニ關シテハ仍従前ノ例ニ依ル但シ同法第三十一條第一項ノ規定ニ依ル決定ハ本法第九條ノ負債整理資金特別融通損失審査會之ヲ行フ

第十六條 農村負債整理組合法第七條ニ左ノ一項ヲ加フ

負債整理組合ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ事業遂行ノ爲必要ナル土地ヲ取得スル場合亦前項ニ同ジ

同法第八條第二項及同法第十六條中「六年間」ヲ「十三年間」ニ改ム

第十七條 登錄稅法第十九條但書中「第十四號乃至第十六號」ヲ「第十四號乃至第十七號」ニ改メ同條第十五號及第六號ヲ左ノ如ク改ム

十五 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、日本勸業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ負債整理ノ爲ノ資金貸付ノ場合ニ於ケル抵當權ノ取得ノ登記

十六 市町村、産業組合中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ヨリ負債整理ノ爲ノ資金ノ貸付ヲ受ケタル者ガ其ノ貸付ノ條件ヲ具備セザルニ至リタル場合ニ於ケル市町村、産業組合中央金庫、信用組合、負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ所有權ノ取得ノ登記

十七 負債整理組合又ハ農村負債整理組合法第八條ノ規定ニ依リ負債整理事業ヲ行フ法人ノ同法第七條第二項ニ規定スル場合ニ於ケル士地所有權ノ取得ノ登記

〔國務大臣山崎達之輔君演壇ニ登ル〕

○國務大臣（山崎達之輔君） 提案ノ理由ヲ御説明申上ダマス、農村負債整理ニ關シマスル現在ノ制度ハ、昭和八年八月ニ實施致サレタノデゴザリマシテ、爾來三年有餘ヲ

経過致シテ居リマスルガ、其ノ成績未ダ十分ナリト申上ダマス、農村負債整理ニゴザイマス、農山漁村ノ負債總額ハ、四十億ヲ超ユルノ計算ト相成ツテ居リマシテ、此ノ負債ノ重壓ヲ緩和致シマスルコトハ、農村ノ更生上極メテ緊要ノコトデゴザリマスルカラ、此ノ際負債整理ノ制度ヲ擴充致シマシテ、一層其ノ促進ヲ圖リマスルコトハ誠ニ急務ト存ズル次第デゴザイマスル、今回ノ法案ノ要旨ト致シマスル所ハ、政府ノ損失補償ニ依リマシテ、負債整理資金ヲ融通スル機關ハ御承知ノヤウニ、從來市町村ニ限定サレテ居ツタノデアリマスガ、今回其ノ途ヲ擴メマシテ、産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行及北海道拓殖銀行ヲ經由機關トシテ認メルコト致シタノニアリマス、更ニ資金總額ヲ大體是迄二億ト限ラレテ居ツタノデアリマスガ、今回之ヲ五億ニ擴張致シタノ考デアリマス、從テ政府ノ損失補償金ノ總額ヲ一億二千萬圓ニ増加致スノデゴザイマス、更ニ市町村經由ノ場合ニ於キマシテ、從來政府ノ損失補償ノ割合ガ、總額ノ一割五分トナツテ居リマシタモノヲ、今回ハ二割ニ増加致シマシテ、之ニ致シマシテ、負債整理事業ノ促進ヲ圖リタモイト存ズル次第アリマス、尙本法案ニ付キマシテ、第五條第三項但書ノ規定ニ對シマシテ、衆議院ニ於テ修正ガ加ヘラレタノデゴザイマスルガ、之ニ對シマシテハ政府

ハ同意ヲ表明致シテ置キマシタ次第デゴザイマス、何卒御審議ノ上、速ニ御協賛アラムコトヲ御願ヒ致ス次第アリマス

○議長（公爵近衛文麿君） 本案ノ特別委員ノ氏名ヲ朗讀サセマス

〔角倉書記官朗讀〕
農村負債整理資金特別融通及損失補償法案特別委員

侯爵久我 通顯君 子爵西大路吉光君
子爵岩城 隆徳君 男爵足立 豊君
岡田 文次君 小坂 順造君
内藤 久寛君 石川 三郎君
金成 通君

○議長（公爵近衛文麿君） 日程第六、防空法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、河原田内務大臣

第二條 防空計畫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監ヲ含ム以下之ニ同ジ）又ハ地方長官ノ指定スル市町村長防空委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ設定シ主務大臣又ハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ

第三條 主務大臣ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ規模大ナル事業又ハ施設ニシテ防空上特ニ必要アルモノニ付行政廳ニ非ザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトヲ得

前項ノ防空計畫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

第四條 防空計畫ノ設定者ハ其ノ防空計畫ニ基キ防空ヲ實施シ又ハ防空ノ實施ニ關シ必要ナル設備若ハ資材ノ整備ヲ爲スベシ

第五條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ防空計畫ニ基キ特殊施設ノ管理者又ハ所有者ヲシテ防空ノ實施ニ關シ必要な設備若ハ資材ノ整備ヲ爲サシメ又ハ防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資材ヲ供用セシムルコトヲ得

第六條 地方長官ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防毒、救護其ノ他防空ノ實施ニ從事セシムルコトヲ得

第一條 本法ニ於テ防空ト稱スルハ戰時又ハ事變ニ際シ航空機ノ來襲ニ因リ生ズベキ危害ヲ防止シ又ハ之因ル被害致シマシテ、負債整理事業ノ促進ヲ圖リタモイト存ズル次第アリマス、尙本法案ニ付キマシテ、第五條第三項但書ノ規定ニ對シマシテ、衆議院ニ於テ修正ガ加ヘラレタノデゴザイマスルガ、之ニ對シマシテハ政府

計畫ト稱スルハ防空ノ實施及之ニ關シ

第七條 防空ノ實施ノ開始及終止ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

必要ナル設備又ハ資材ノ整備ニ關スル計畫ヲ謂フ

第八條 燈火管制ヲ實施スル場合ニ於テ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ實施區域
内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ
管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令
ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕匿スペシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要ア
ルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人
ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收
用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ
在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシム
ルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ
之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ
基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履
行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準
用ス

第十條 主務大臣ハ防空計畫ノ設定者ニ
對シ防空計畫ノ全部又ハ一部ニ基キ防
空ノ訓練ヲ爲スベキコトヲ命ズルコト
ヲ得

前項ノ規定ニ依リ防空ノ訓練ヲ爲ス場
合ニ於テハ第三條第一項ノ規定ニ依ル
防空計畫ノ設定者ハ其ノ從業者ヲシテ
防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ燈火管制ノ訓練ヲ
爲ス場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依
リ訓練區域内ニ於ケル光ヲ發スル設備
又ハ裝置ノ管理者又ハ之ニ準ズベキ者
ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕
匿スベシ

第十一條 防空ニ關スル調査ノ爲必要ア
ルトキハ主務大臣、地方長官又ハ市町
村長ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ關係者ニ
對シ資料ノ提出ヲ命ジ又ハ官吏若ハ吏
員ヲシテ關係アル場所ニ立入り検査ヲ
爲サシムルコトヲ得但シ私人ノ邸宅竝

ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

内ニ於ケル光ヲ發スル設備又ハ裝置ノ
管理者又ハ之ニ準ズベキ者ハ他ノ法令
ノ規定ニ拘ラズ其ノ光ヲ祕匿スペシ

第九條 防空ノ實施ニ際シ緊急ノ必要ア
ルトキハ地方長官又ハ市町村長ハ他人
ノ土地若ハ家屋ヲ一時使用シ、物件ヲ收
用若ハ使用シ又ハ防空ノ實施區域内ニ
在ル者ヲシテ防空ノ實施ニ從事セシム
ルコトヲ得

行政執行法第五條及第六條ノ規定竝ニ
之ニ基キテ發スル命令ハ前項ノ規定ニ
基キテ爲ス處分ニ依リテ負フ義務ノ履
行ヲ市町村長ガ強制スル場合ニ之ヲ準
用ス

ニ業務上ノ祕密ニ屬スル事項及設備ニ
付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ
其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知ス
ベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ
關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票
ヲ携帶スペシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規
定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者之ガ
爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シ
タル場合ニ於テハ地方長官、市町村長
又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計
畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本
人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又
ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スペシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ
防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資
材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町
村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家
屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補
償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補
償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定
ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ防空計畫ノ設定者
ニ付不不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十五條 第一項ノ規定ニ依リ北海道、府
縣、市町村又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者ノ負
擔スル費用

二 第十五條第二項ノ規定ニ依リ特殊
施設ノ管理者又ハ所有者ノ負擔スル
費用

第一項ノ規定ニ依リ北海道、府縣、市
町村又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者
ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

三 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又
ハ市町村ノ負擔スル費用

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ其ノ從業者ヲシテ
防空ノ訓練ニ從事セシムルコトヲ得

第十六條 防空委員會ニ關スル規程ハ勅
令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ
防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資
材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町
村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家
屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補
償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補
償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第
六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命
令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又
は百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者
ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ
處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資
料ノ提出ヲ拒ミ若ハ虛偽ノ資料ヲ提出
シ又ハ當該官吏若ハ吏員ノ立入検査ヲ
拒ミ若ハ妨げタル者亦前項ニ同ジ

第二十條 町村組合ニシテ町村ノ事務ノ
給與ヲ爲スニ要スル費用ハ地方長官之
ヲ爲ス場合ニ付テハ之ヲ一町村、其
ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中
町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモ
ノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ
負擔トス

特殊施設ノ管理者又ハ所有者第五條ノ
規定ニ依リ設備又ハ資材ノ整備ヲ爲ス
ニ要スル費用ハ其ノ者ノ負擔トス

第十一條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補
助ス

第十二條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太
ニ施行スル場合ニ於テ必要アルトキハ
スル防空ニ付テハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ

勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得
ル

第十三條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
附則

（國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル）
○國務大臣（河原田稼吉君）只今議題ニ供
セラレマシタル防空法案ニ關シマシテ、提
案ノ理由ヲ御説明申上ダタイト存ジマス、
御承知ノ通リ近年航空機ノ著シキ發達ニ伴
ヒマシテ、各國トモ競ツテ空軍ノ充實ニ力ヲ
致シツ、アル現状デアリマシテ、之ヨリ考
ヘマスルニ、一旦他國ト干戈ヲ交フルガ如
キ事態ト相成リマシタル場合、敵機ノ來
襲、之ニ因ル危害ノ發生ハ之ヲ豫想セザル

前項ノ規定ニ依リ立入ル場合ニ於テハ
其ノ旨豫メ其ノ場所ノ管理者ニ通知ス
ベシ

當該官吏又ハ吏員第一項ノ規定ニ依リ
關係アル場所ニ立入ル場合ハ其ノ證票
ヲ携帶スペシ

第十二條 第六條又ハ第九條第一項ノ規
定ニ依リ防空ノ實施ニ從事スル者之ガ
爲傷痍ヲ受ケ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シ
タル場合ニ於テハ地方長官、市町村長
又ハ第三條第一項ノ規定ニ依ル防空計
畫ノ設定者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ本
人又ハ其ノ葬祭ヲ行フ者ニ對シ療養又
ハ葬祭ニ要スル費用ヲ給スペシ

第十三條 地方長官第五條ノ規定ニ依リ
防空ノ實施ニ際シ必要ナル設備若ハ資
材ヲ供用セシメ又ハ地方長官若ハ市町
村長第九條第一項ノ規定ニ依リ土地家
屋物件ヲ收用若ハ使用スル場合ニ於テ
ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ損失ヲ補
償スベシ

前項ノ規定ニ依リ補償ヲ受クベキ者補
償ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十四條 地方長官第六條第一項ノ規定
ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者
ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十五條 第一項ノ規定ニ依リ北海道、府
縣、市町村又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者
ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十六條 防空委員會ニ關シ北海道、府縣又
ハ市町村ノ負擔スル費用

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者ヲシテ防空

ノ實施ニ從事セシメ又ハ第三條第一項
ノ規定ニ依ル防空計畫ノ設定者第六條

第一項ノ規定ニ依リ特殊技能ヲ有スル者
ニ付不服アルトキハ其ノ金額ノ決定
ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ、供用、收用
又ハ使用ノ後六月ヲ経過シテ補償金額
ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日ヨリ六月以内ニ
通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第十七條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依
リ諸費ニ對シ其ノ二分ノ一以内ヲ補
助ス

第十八條 特殊技能ヲ有スル者故ナク第
六條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ命
令ニ從ハザルトキハ三月以下ノ懲役又
は百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十九條 第八條ノ規定ニ違反シタル者
ハ三百圓以下ノ罰金、拘留又ハ科料ニ
處ス

故ナク第十一條第一項ノ規定ニ依ル資

ヲ得ザル所デアリマシテ、從ツテ豫メ其ノ場合ニ於テ生ズベキ慘禍ニ備ヘ、極力空襲ノ危險ヲ防止シ、及ビ其ノ被害ヲ輕減スルノ用意ヲ整ヘマスルコトハ今日ニ於キマシテ極メテ肝要ノコトデアルト認メラレルノデアリマス、諸外國ニ於キマシテモ、夙ニ防空ニ關スル法規ノ整備ニ尙心致シマシテ、現ニ防空法規ノ制定ヲ見タルモノモ既ニ數箇國ニ達シテ居ルヤウナ實情デアリマス、我ガ國ニ於キマシテモ數年來各地方ニ於テ防空演習ヲ行ヒ、空襲ノ場合ニ處スペキ國民ノ訓練ニ努メツ、アリマスコトハ既ニ御承知ノ通リデアリマス、併シナガラ從來ヨリ行ヒマシタル防空演習ナルモノハ、之ヲ法規ニ基キ實施致シテ居ルモノデハナイノマシテ、其ノ實績ニ徴シマスルニ、一面ニ於キマシテハ燈火管制等ノ場合、或ハ地方ニ依リ其ノ方法區々ニ岐レテ、眞ニ其ノ效果ヲ收ムル上ニ遺憾ノ點ガ少クアリマセヌ、他面一定ノ防空ニ關スル基本的計畫ガナクシテ、單ニ一時的ニ其ノ演習ヲ行フノミデハ、有事ノ際ニ眞ニ缺クベカラザル諸般ノ設備ヲ豫メ準備スル上ニ於キマシテ、十分ナラザルノ憾ミモアルノデアリマシテ、必要ナル設備、資材等ノ整備ヲ爲シ、政府ト致シマシテハ一定ノ防空計畫ヲ樹テ、ソレニ基キ平素統制アル訓練ヲ行フト共ノ必要ナルコトヲ認メマシテ、從來ヨリ種々考究ヲ續ケテ參ツタノデアリマスルガ、漸ク其ノ成案ヲ得マシテ御審議ヲ煩ハスコトト

要ナルモノニ付テ簡単ニ御説明申上ゲマス、先づ第一ニ防空ナルモノノ意義ヲ明カニシ、且防空ハ總テ防空計畫ニ基イテ之ヲ實施致シタイ考デ施スペキモノデアルコトヲ規定シ、第二ニハ其ノ防空計畫ハ地方長官又ヘ其ノ指定スル市町村長ヲシテ之ヲ設定セシムルコトヲ以テ原則トシテアルノデアリマス、唯特ニ必要アル場合ニ於キマシテヘ、行政廳ニアラザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトトシ、且設定者はニ於テ是ガ實施ノ責任ニ任ズベキコトト致シタノデアリマス、第三ニ更ニ特定ノ者ニ對シ防空計畫ノ遂行上必要ナル義務ニ服スベキコトヲ命ジ得ル旨ノ規定ヲ設ケマシタ外、特ニ燈火管制ヲ行フ場合ニ限リマシテ、一般國民ニ對シ光ヲ祕匿スペキ義務ヲ命ジタノデアリマス、第四ニ防空計畫ニ基ク防空訓練ヲ行ヒマス場合ハ、總テ主務大臣ノ命令ニ依ラシメ、以テ其ノ統制ヲ圖ルニ努メシメタノデアリマス、第五ニ、防空ニ關スル費用ヘ防空計畫ノ設定者デアリマスル地方長官市町村長ノ統轄スル地方團體、若シクハ特別ノ必要ニ依シテ特ニ防空計畫ノ設定ヲ命ゼラレタル者、又ハ特殊施設ノ管理者、所有者ヲシテ之ヲ負擔セシムベキ旨ヲ規定シタノデアリマス、尙之ニ對シマシテハ國庫ヨリ相當ノ補助ヲ爲スコトト致シタノデアリマス、第六ニ防空實施ノ爲メ國民ノ被ルベキ損失ニ對シマシテヘ、必要ト認ムル限度ニ於テ損失ノ補償、實費ノ辨償、又ハ療養葬祭費ノ支給ノ途ヲ開イテ居ルノデアリマス、第七ニ防空計畫ノ設定ニ當リマシテ、其ノ意ニ飛來スル敵機ヲ阻止シ、一機ト雖モ我ガ國土ニ相違ナイト考ヘルノデゴザイマス、デハ

中央及各地方ニ於キマシテ防空委員會ヲ設ケルコトニ致シタノデアリマス、第八ニ本法ハ成ルベク速カニ之ヲ實施致シタイ考デ底其ノ一機ヲモ上空ニ飛來セシメ得ズシ、且防空ハ總テ防空計畫ニ基イテ之ヲ實施スベキモノデアルコトヲ規定シ、第二ニハ其ノ防空計畫ハ地方長官又ヘ其ノ指定スル市町村長ヲシテ之ヲ設定セシムルコトヲ以テ原則トシテアルノデアリマス、唯特ニ必要アル場合ニ於キマシテヘ、行政廳ニアラザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトトシ、且設定者はニ於テ是ガ實施ノ責任ニ任ズベキコトト致シタノデアリマス、第三ニ更ニ特定ノ者ニ對シ防空計畫ノ遂行上必要ナル義務ニ服スベキコトヲ命ジ得ル旨ノ規定ヲ設ケマシタ外、特ニ燈火管制ヲ行フ場合ニ限リマシテ、一般國民ニ對シ光ヲ祕匿スペキ義務ヲ命ジタノデアリマス、第四ニ防空計畫ニ基ク防空訓練ヲ行ヒマス場合ハ、總テ主務大臣ノ命令ニ依ラシメ、以テ其ノ統制ヲ圖ルニ努メシメタノデアリマス、第五ニ、防空ニ關スル費用ヘ防空計畫ノ設定者デアリマスル地方長官市町村長ノ統轄スル地方團體、若シクハ特別ノ必要ニ依シテ特ニ防空計畫ノ設定ヲ命ゼラレタル者、又ハ特殊施設ノ管理者、所有者ヲシテ之ヲ負擔セシムベキ旨ヲ規定シタノデアリマス、尙之ニ對シマシテハ國庫ヨリ相當ノ補助ヲ爲スコトト致シタノデアリマス、第六ニ防空實施ノ爲メ國民ノ被ルベキ損失ニ對シマシテヘ、必要ト認ムル限度ニ於テ損失ノ補償、實費ノ辨償、又ハ療養葬祭費ノ支給ノ途ヲ開イテ居ルノデアリマス、第七ニ防空計畫ノ設定ニ當リマシテ、其ノ意ニ飛來スル敵機ヲ阻止シ、一機ト雖モ我ガ國土ニ相違ナイト考ヘルノデゴザイマス、デハ

致シタ次第デアリマス、今法案ノ内容ノ重要ナルモノニ付テ簡單ニ御説明申上ゲマス、先づ第一ニ防空ナルモノノ意義ヲ明カニシ、且防空ハ總テ防空計畫ニ基イテ之ヲ實施致シタイ考デ施スペキモノデアルコトヲ規定シ、第二ニハ其ノ防空計畫ハ地方長官又ヘ其ノ指定スル市町村長ヲシテ之ヲ設定セシムルコトヲ以テ原則トシテアルノデアリマス、唯特ニ必要アル場合ニ於キマシテヘ、行政廳ニアラザル者ヲ指定シテ防空計畫ヲ設定セシムルコトトシ、且設定者はニ於テ是ガ實施ノ責任ニ任ズベキコトト致シタ次第デアリマス、第三ニ更ニ特定ノ者ニ對シ防空計畫ノ遂行上必要ナル義務ニ服スベキコトヲ命ジ得ル旨ノ規定ヲ設ケマシタ外、特ニ燈火管制ヲ行フ場合ニ限リマシテ、一般國民ニ對シ光ヲ祕匿スペキ義務ヲ命ジタノデアリマス、第四ニ防空計畫ニ基ク防空訓練ヲ行ヒマス場合ハ、總テ主務大臣ノ命令ニ依ラシメ、以テ其ノ統制ヲ圖ルニ努メシメタノデアリマス、第五ニ、防空ニ關スル費用ヘ防空計畫ノ設定者デアリマスル地方長官市町村長ノ統轄スル地方團體、若シクハ特別ノ必要ニ依シテ特ニ防空計畫ノ設定ヲ命ゼラレタル者、又ハ特殊施設ノ管理者、所有者ヲシテ之ヲ負擔セシムベキ旨ヲ規定シタノデアリマス、尙之ニ對シマシテハ國庫ヨリ相當ノ補助ヲ爲スコトト致シタノデアリマス、第六ニ防空實施ノ爲メ國民ノ被ルベキ損失ニ對シマシテヘ、必要ト認ムル限度ニ於テ損失ノ補償、實費ノ辨償、又ハ療養葬祭費ノ支給ノ途ヲ開イテ居ルノデアリマス、第七ニ防空計畫ノ設定ニ當リマシテ、其ノ意ニ飛來スル敵機ヲ阻止シ、一機ト雖モ我ガ國土ニ相違ナイト考ヘルノデゴザイマス、デハ

居リマスルシ、又アノ自由ヲ尊重致シマス
ル所ノ「フランス」ニ於キマシテモ、此ノ種
ノ防衛、此ノ種ノ防空へ全國民ノ負擔トス
ルト云フコトヲ明瞭ニ示シテアルノデゴザ
イマス、私ハ我國ニ於テモ矢張リ斯クア
ルベキモノト考ヘルノデゴザイマス、勿論
日本國民ハ世界ニ比類ナキ忠君愛國ノ人民
ニアリマスルガ故ニ、左様ナ法規ノ縛リガ
アリマセヌデモ、身ヲ提シテ國難ニ當ルハ
當然デアリマス、ケレドモソレアルガ故ニ、
法ヲ以テ義務ヲ課スルコトノ必要ナシト云
フコトハ言ヘナイト思フノデアリマス、斯
クスルコトニ依リマシテ、總テノ國民ガ防
空ニ付テ義務ヲ負擔スルノデアル、皆寄ッテ
タカツテ老若男女トナク、總ベテノ人ノ責任
努力スルコトニ成リ得ルノデアリマス、平
時カラ深キ關心ヲ持ッテ各々戰時如何ニシテ
其ノ責務ヲ果スカニ付テハ、研究ニ於キマ
シテモ、訓練ニ於キマシテモ一層力ヲ入レ
ルニ至ルデアラウト思フノデアリマス、私
ハ若シモ之ヲ義務トシナイデ、只今御説明
ニアリマシタ如ク、或種ノモノニ義務ヲ課
シタト云ヒ、或種ノモノニ重キ義務ヲ課シ、
他ノ一般ノモノニ義務ヲ課サナカ、ソレハ
一體ドウ云フ譯デアリマスカ、私ノ御尋ヲ
ヒタインデアリマス、又必要ナシト云フナ
規定スルコトガ何カイケナイ理由ガアルノ
カ、不可ナリトセバ其ノ不可ナル理由ヲ伺
シタインハ、國民一般ニ防空ノ義務アリト
ルカ、今日ノ民間航空ハ誠ニ劣弱ナモノ
デアリマス、甚ダ憂フベキモノノ一ツデ
ゴザイマス、ケレドモ民間ニハ近イ將來ニ
於キマシテ、篤志家ナドモ優良ナ、或ハ軍
人モ居ラナイ山ノテベアタリト云フヤ
ウナモノコソ監視ノ爲ニ最モ重要ナ地點デ
アルカモ知レマセヌ、左様ナ所ヘ恐ラク軍
工合ガ惡イ、遠慮シタ方ガ宜イト云フノデ
アリマスナラバ、ソレヲモ伺ヒタインデア

リマス、デスクノ如クニ致シマシテ、左様
ニ防空ノ爲ニ大事ナル業務デモヤレト無理
ニ強要スルコトガ出來ナインデアリマス、
又色々ノコトモアリマシテ、家事上ノ都合
モアツタリ、利害ノ關係モアリマシタリ、色
色ナコトガアツテ、サウシテ自分ガソレニ出
ルコトヲ欲シナイ、應諾ヲシナイト云フ時
ニハ、如何ニ爲サレルノデアリマスカ、之
ヲ強制スルコトハ義務付ケルコトニ依ッテ
初メテ完備スルモノト思フノデアリマス、
質問ノ第二ノ點ハ今回ノ防空法案ヘ、是ハ
軍以外ノ防空デアリマス、官民一致ノ防空
デアリマス、言葉ヲ換ヘテ言ハバ國民防空
ニ屬スルト云フコトニナツタ所デ、非常ニ是
クスルコトニ依リマシテ、總テノ國民ガ防
空ニ付テ義務ヲ負擔スルノデアル、皆寄ッテ
タカツテ老若男女トナク、總ベテノ人ノ責任
努力スルコトニ成リ得ルノデアリマス、平
時カラ深キ關心ヲ持ッテ各々戰時如何ニシテ
其ノ責務ヲ果スカニ付テハ、研究ニ於キマ
シテモ、訓練ニ於キマシテモ一層力ヲ入レ
ルニ至ルデアラウト思フノデアリマス、私
ハ若シモ之ヲ義務トシナイデ、只今御説明
ニアリマシタ如ク、或種ノモノニ義務ヲ課
シタト云ヒ、或種ノモノニ重キ義務ヲ課シ、
他ノ一般ノモノニ義務ヲ課サナカ、ソレハ
一體ドウ云フ譯デアリマスカ、私ノ御尋ヲ
ヒタインデアリマス、又必要ナシト云フナ
規定スルコトガ何カイケナイ理由ガアルノ
カ、不可ナリトセバ其ノ不可ナル理由ヲ伺
シタインハ、國民一般ニ防空ノ義務アリト
ルカ、今日ノ民間航空ハ誠ニ劣弱ナモノ
デアリマス、甚ダ憂フベキモノノ一ツデ
ゴザイマス、ケレドモ民間ニハ近イ將來ニ
於キマシテ、篤志家ナドモ優良ナ、或ハ軍
人モ居ラナイ山ノテベアタリト云フヤ
ウナモノコソ監視ノ爲ニ最モ重要ナ地點デ
アルカモ知レマセヌ、左様ナ所ヘ恐ラク軍
工合ガ惡イ、遠慮シタ方ガ宜イト云フノデ
アリマスナラバ、ソレヲモ伺ヒタインデア

リマス、書イテ居リマセヌノヘ、私ハ蓋シ
シタナラバ、私ガ只今申スヤウニ民間ノ義
勇兵ハ自ラ飛行機ヲ飛バシテ、サウシテ空
ニス、ケレドモソレハ必ズシモサウデナイト
ニハ、如何ニ爲サレルノデアリマスカ、之
ヲ強制スルコトハ義務付ケルコトニ依ッテ
デゴザイマス、是ト軍ニ於テ行ヒマス所ノ
防空トノ分界ハドウナルノデアリマスカ、
私ハ決シテ左様ナ所ノ隅マデホデクリマシ
テ、イヤ此處ニ線ヲ劃シロトカ、判然區別
ヲセニヤナラストカ決シテ申スノデハナ
イ、是ハ全ク軍ノ防空ニ則應シテト書イテ
居ル文字ハ誠ニ妙ヲ得テ居ルト思フノデア
リマス、此處デ私ノ御尋ヲ致シマスルコト
ハ、此ノ防空法案ノ中デ、直接軍ノ指揮ヲ
受ケ、或ハ指導ヲ受ケテ行フ行爲ガアルカ
ナカ、今日ノ民間航空ハ誠ニ劣弱ナモノ
デアリマス、甚ダ憂フベキモノノ一ツデ
ゴザイマス、ケレドモ民間ニハ近イ將來ニ
於キマシテ、篤志家ナドモ優良ナ、或ハ軍
人モ居ラナイ山ノテベアタリト云フヤ
ウナモノコソ監視ノ爲ニ最モ重要ナ地點デ
アルカモ知レマセヌ、左様ナ所ヘ恐ラク軍
工合ガ惡イ、遠慮シタ方ガ宜イト云フノデ
アリマスナラバ、ソレヲモ伺ヒタインデア

出テ來ルカモ分リマセヌ、又私共左様ナ者
ノアルコトヲ希望スルノデアリマス、此ノ
案ニハ一言モサウ云フコトハ書イテ居リ
シタナラバ、私ガ只今申スヤウニ民間ノ義
勇兵ハ自ラ飛行機ヲ飛バシテ、サウシテ空
ニス、ケレドモソレハ必ズシモサウデナイト
ニハ、如何ニ爲サレルノデアリマスカ、之
ヲ強制スルコトハ義務付ケルコトニ依ッテ
デゴザイマス、是ト軍ニ於テ行ヒマス所ノ
防空トノ分界ハドウナルノデアリマスカ、
私ハ決シテ左様ナ所ノ隅マデホデクリマシ
テ、イヤ此處ニ線ヲ劃シロトカ、判然區別
ヲセニヤナラストカ決シテ申スノデハナ
イ、是ハ全ク軍ノ防空ニ則應シテト書イテ
居ル文字ハ誠ニ妙ヲ得テ居ルト思フノデア
リマス、此處デ私ノ御尋ヲ致シマスルコト
ハ、此ノ防空法案ノ中デ、直接軍ノ指揮ヲ
受ケ、或ハ指導ヲ受ケテ行フ行爲ガアルカ
ナカ、今日ノ民間航空ハ誠ニ劣弱ナモノ
デアリマス、甚ダ憂フベキモノノ一ツデ
ゴザイマス、ケレドモ民間ニハ近イ將來ニ
於キマシテ、篤志家ナドモ優良ナ、或ハ軍
人モ居ラナイ山ノテベアタリト云フヤ
ウナモノコソ監視ノ爲ニ最モ重要ナ地點デ
アルカモ知レマセヌ、左様ナ所ヘ恐ラク軍
工合ガ惡イ、遠慮シタ方ガ宜イト云フノデ
アリマスナラバ、ソレヲモ伺ヒタインデア

モノハ左程權威アルモノデハナイ、勿論自衛的ノ問題デアリマスガ故ニ、敢テ通知ナク、協議ナクモ自衛ヲ全ウシナケレバナル所ガ達ヒ、大臣ガ達ヒマス以上、ソコニ兩者ノ間ニ於テ緊密ナル連繫協同ト云フコスケレドモ、各、其ノ主管ガ達ヒ、目的トスル所ガ達ヒ、大臣ガ達ヒマス以上、ソコニトヲ期シ難イ所ノ弱點ガ生ズルノデハナイカト思フノデアリマス、茲ニ於テ私ハモット内務省ノ權限ヲ強化致シ、サウシテ之ヲ統一的ニ指導スル必要ガアリヤナシヤ、又内務省内ニ於キマシテ如何ニナサル積リデアルカ、又民間航空ノ必要ヲ唱ヘラレテ、漸ク今日遞信省ニ中ニヘ航空局…外局ガ設置セラレルコトニ相成ツク、私ハ初メカラ防アツテ、唯地方行政課ノ一課ナドニ居リマシ空ト云フ此ノ緊切ナル事項ニ付キマシテタノデハ、是ハ十分ナル機能ヲ發揮スルコトガ出来ナイノデハナカラウカ、此ノ點ニ關シマシテハ如何デアリマセウカ、餘リ質問ガ長クナリマスルノデ、先づ半分位…以上ノ點ニ付テ御意見ヲ御伺ヒ致シマス

者 即チ第六條ニ於キマシテ 特別技能ノ
アル者ハ強制的ニ防空ノ事務ニ從ハナケレ
バナラヌ場合ガアル、若シ其ノ命令ニ違反
シタ場合ニハ相當ノ處罰ヲ受ケルト云フ規
定ガアリマスガ、一般ノ國民ニ付テ防空ノ
ガスウ云フ問題ニハ身ヲ挺シテモ働くクベキ
モノデアルト云フコトヲ前提ニシマシテ、
リマスガ、併シ是ハ大體ノ仕組ガ國民一般
ニ強制徵收ト云フヤウナ、強制的ニ驅リ
出シタリ働くセレト云フ規定ハナイノデア
特ニ強制的ニ其ノ義務ニ服サシメルト云フ
ヤウナ規定ヲ設ケナカツタノデアリマス、唯
特殊ノ技能ノアル者ニ付キマシテハ、是ハ
例ヘバ醫師トカ、看護婦トカ、サウ云フヤ
ウナ者ハ萬一其ノ命ニ應ゼザル場合ニハ、
其ノ事業ノ遂行ニ支障ヲ來スノデアリマス
カラ、是ハ矢張リ法律ヲ以テ強制ニ應ズル
ノ義務ヲ規定シタノデアリマス、外ノ一般
ノ國民ニ付キマシテハサウ云フ規定ガナクマ
テモ、大體ニ於テ支障ナカルベシト云フ考
デアリマスルト共ニ、萬一サウ云フ多少不心
得ナ者ガアリマシテモ、ソレハ此ノ義務ノ
遂行ノ爲ニ大シタ支障ヲ生ジナカラウ、斯
ウ云フ所カラ出テ居ルノデアリマス、サリ
ナガラ本法ノ精神ハ何處迄モ衆ト共ニ防空
ノ爲ニ法律ノ強制ニ據ラズシテモ、國民一
般ヲシテ、殊ニ市町村ヲシテ防空ノコトニ
當ラシメル、斯ウ云フ精神カラ出來テ居ル
ノデアリマス、デ現在ニ於キマシテモ相當
何等法規ノ規定ニ據ラズシテ、毎年色々ナ
防空ニ關スル演習等ガ行ハレテ居ルノデア
リマシテ、是等ニ對シテ大體ニ於テ所謂道
徳的ナ義務ニ違反スルヤウナ事實モナイノ
デアリマスカラ、殊ニ防空法ト云フヤウナ
ツノ法律ヲ作リマスレバ、之ニ依ツテ一般

ノ國民ヲ指導スルコトモ出來ルテアリテ
斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、ソレカラ
第二ハ國民防空ト、陸海軍ニ於テ行ヒ所謂
國民防空ハ陸海軍ニ於テ行ヒマスル軍ノ防
空ト關聯シテ、即應シテ之ヲ行フ、斯ウ云
シタ、是ハ只今御述ニナリマシタヤウニ、法
ノ第一條ニ於キマシテ、此ノ防空法ニ基ク
是等ノ限界ハソレ／＼或ハ勅令、若シクハ
防空計畫等ニ於テ將來細カク規定セラルベ
キモノト思ヒマスルガ、大體ニ於テ直接軍
ノ指揮ニ從ツテ居ルモノハ所謂軍ノ防空デ
アリマシテ、ソレ以外ノモノガ所謂本法ニ
依ル國民防空、斯ウ云フ風ニ大體ノ區別ヲ
付ケテ宜カラウト思ヒマス、是ハ私方申ス
迄モナク防空ノ計畫ト云フモノハ飛行機ノ
發達、或ハ種々ナル事情ニ依ツテ一定不動
ノモノヲ作ル譯ニヘ行カヌノデアリマシテ、
其ノ時ノ事情、其ノ時ノ情勢、或ハ飛行機
ノ進歩ノ狀況等ニ依リマシテ、色々矢張リ
細カイ防空計畫ト云フモノヲ始終ソレニ應
ズルヤウニ改正ヲ加ヘテ行カナケレバナラ
スト思フノデアリマス、從ヒマシテ或場合
ニ於テハ國民ノ防空ニ屬シテ居ツタモノモ
更ニ進ミマスルト、軍ノ防空ノ範圍ニ入ル、
スウ云フコトモアラウト思ヒマスガ、要ス
ルニ其ノ情勢ノ進歩、推移ニ應ジマシテ、防
空計畫……即チ中央ニ於テ作リマスル防空
計畫モ、或ハ府縣ニ於テ作リマスル防空計
畫、市町村ニ於テ作リマスル防空計畫モ時
時變化ガアルモノト御了承ヲ願ヒタイト
思ヒマス、ソレカラ民間航空、所謂民間航
空機等ハ是ハ一體何方ニ屬スルモノカ、斯
ウ云フ御尋ノヤウニ伺ツタノデアリマスガ、

是亦矢張リ或ノ戰時ニ於キマシテ軍ニ街
發ヲセラレマシテ、軍ノ防空計畫ノ下ニ於
テ勵イテ居リマスル場合ハ、是ハ矢張リ軍
ノ防空ニ屬スルモノデアラウト考ヘマス、
是等ニ付キマシテハ軍部大臣ヨリ御答ガア
ラウト思ヒマスガ、サウ云フ風ニ軍ノ防空
計畫ニ屬セザル範圍ノモノモ矢張リ此ノ本
法ニ基ク一般ノ防空計畫ノ中ニ入ル、斯ウ
云フ風ニ解釋ヲ致スベキモノト存ジマス、
是亦矢張リ時勢ノ推移ニ依リマシテ、
ソレヽ＼變化方アルト云フコトヲ御了承ヲ
願ヒタイト思ヒマス、第三ニ航空機等ニ依
ル監視網、或ハ其ノ外ノ手段ニ依ル監視ヲ
致シマシタ、是亦其ノ場合ニ於キマシテ、
軍ニ屬シテ勵イテ居ルヤウナ場合ニハ是ハ
軍ノ防空計畫ニ屬シ、然ラザル場合ニ於テ
ハ本法ニ於テ所謂國民防空ノ範圍ニ屬スル、
斯ウ云フ風ニ思フノデアリマス、私方申ス
迄モナク所謂是等ノ事項ハ戰時事變等ニ於
キマシテ、更ニ種々ナル變化ヲ生ズルコト
モアリマセウ、又平素ニ於キマシテモ、或ハ
防空委員會等ニ於テソレヽ＼關係各省ノ人
モ其ノ委員トシテ加ヘルコトト存ジマスル
モデ、ソレ等ノ委員會ノ議ニ於テ適當ナル
計畫ガ立ツコト考ヘルノデアリマス、第
四ニ更ニ中央的ニ統括的ノ機關ヲ造ル必要
ガアルノデハナイカ、斯ウ云フ御尋デゴザ
イマシタ、是ガ更ニ發展ヲ致シマシテ、將
來或ハ航空省ト云フヤウナモノガ出來マス
レバ、ソレ等ニ於テ所謂民間航空ニ依ル防
空ノ問題モ、或ハサウ云フ役所ノ所管ニ屬
スルカト存ジマスルガ、更ニ地上ニ於ケル

災、災害ノ防止ト云フヤウナモノハ是亦矢張リ警察的ノ問題トシテ、内務省ノ所管ニ屬スルモノト思フノデアリマスルガ、少クモサウ云フモノノマダ出来マセヌ限りニキマシテハ、例ヘバ上空ノ問題ニ付キマシテモ、軍ノ防空以外ノ事項ハ矢張リ本法ニ依リマシテ、内務省ノ所管ニ屬セシムルノガ今日ノ實情ニ於テ適當デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、即チ現在ニ於キマシテハ、内務省ハ所謂警察トカ、或ハ防護、救濟ト云フヤウナ廣イ範圍ノ國民防護ノ仕事ヲ致シテ居リマスルノデ、大體ニ於テ矢張リ特殊ノ機關ノ出來ス限リハ内務省ニ於テ所管スルノガ適當デアルト、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、固ヨリ御話ノヤウニ關係各省、或ハ鐵道デアルトカ或ハ遞信ト云フヤウナ方面ト十分ナ連絡ヲ取ラケレバナラヌコトハ固ヨリデアリマス、殊ニ非常事變或ハ戰時ノ際ニ於キマシテハ、特ニ緊密ナル連絡ヲ取ルコトハ固ヨリデアリマシテ、例ヘバ先般大正大震火災等ノ場合ニ於キマシテ當時内務省ガ中心ニナリマシテ、各省ト緊密ナル連絡ヲ取ルテ、大體其ノ善後處置ニ遗漏ナイコトヲサレタノデアリマスガ、サウ云フ風ニ假令仕事ガ多少分レテ居リマシテモ、ソレ／＼緊密ナル連絡ガ取り得マスルシ、尙更ニ是等ハ防空委員會或ハ防空計畫等ニ於キマシテ、十分適當ナ研究ヲ遂ゲマシテ、遗漏ノナイヤウニ出來ルコトデアラウト、斯ウ云フ風ニ考ヘルノデアリマスル件ニ付テ御答ヲ申上ゲマス、第一

ハ民間航空ヲ防空ニ利用スル考ガアルカド
ウカト云フ御尋デゴザイマス、此ノ件ニ付
キマシテハ、外國ニ於キマシテハ防空義勇
隊、或ハ防空高射砲隊、斯ウ云フヤウナ軍
隊以外ノモノヲ、積極的防空ノ一部ニ利用
ヲ致シテ居ル國モアルノデゴザイマス、併
シナガラ現在帝國ノ建前ト致シマシテハ、
國民ヲシテ自發的又法令ノ規定ニ依リマシ
テ消極的防空、即チ此ノ防空法ニ規定シテ
居リマスル此ノ國民防空ニ專念致シマシ
テ、之ニ依ッテ得ル所ノ成果ガ期セズシテ大
局的ニ積極的防空ニ寄與スルヤウニ進メタ
イ、斯ウ云フ考デ今日此ノ防空ヲ考ヘテ居
ルノデゴザイマス、次ニ御尋ノ監視網ノ關
係デアリマスルガ、監視網ハ成ルベク遠イ
位置ニ作リマシテ、此ノ監視網ニ依ッテ成ル
ベク速カニ敵機ノ襲来ヲ發見致シマシテ、
之ニ對スル準備ヲ致シマスルト云フ事柄ノ
極メテ必要デアリマスルコトハ、男爵ノ言
ハレタ通リデアリマス、此ノ件ニ付キマシ
テハ軍ノ防衛計畫ニ於キマシテ、即チ東部、
中部及西部ノ各防衛司令部ガアリマスルノ
デ、此ノ各防衛司令部ノ計畫ニ於キマシ
テ、是等ノ連絡：：監視網ヲ設置スルト云
フコトニ付キマシテハ、遺憾ナキ處置ヲシ
テアルノデゴザイマルガ、此ノ監視網ノ計
畫ニモ連絡致シマシテ、各道府縣市町村ガ
又之ニ關聯ヲシテ爲スベキ事柄ハ、各、此
ノ各機關ニ於テ防空計畫ヲ作リマシテ、防
衛司令部ノ計畫ト連繫ヲシテ其ノ任務ヲ盡
スヤウニ致シテアルノデゴザイマス、デ此
ノ點ニ付キマシテハ、軍ト國民防空ニ從事
シマスル所ノ計畫トガ、緊密ニ連絡ヲシテ
規定サレテ居ラナケレバナラヌト云フコト
モ此ノ點ニアルノデアリマシテ、本案ニ於

マシテ計畫ヲ設定スル場合ニ於テ、十分道府縣市町村ニ於テ連絡スペキコトヲ注シテアル所以デゴザイマス、防空ノ中央轄機關ニ付キマシテハ、只今内務大臣カ御答へ致シマシタ通リデアリマス、併シガラ戰時事變ニ當リマシテ國土ノ一部或全部ガ防衛司令官ノ指揮ニ入ル場合ニ於マシテハ、是ハ防衛司令官ノ下ニ於テ統サレルコトニナル次第デゴザイマス

御説明ガアリマシタ、誠ニ御答辯トシテハ
優レタ御答辯デアリマス、状況ニ依リ時機
ニ依リ、ドウトモ裕リガ取レルヤウニナサ
ルト云フコトデゴザイマス、ソレハ非常ニ
必要ナコトデハゴザイマスルケレドモ、私
ハ今日我ガ國ノ弊害ノ一ツト致シテ、各省
分立、各權限者ガソレヽ別ニナツテ權限ヲ
主張シ合フ、斯ウ云フコトガ一ツノ弊害デ
ヤウナコトガアツク大變デアル、私ハ是ハ
誤デアリマセウケレドモ、今日迄防空法案
ノ成立ノ後レテ居ル所以モ亦一ツハ此處ニ
アルヤニ推測ヲ致シテ、左様デナカラム
コトヲ望ムノデアリマス、左様ナコトモ
考慮致シマスガ故ニ、私ハ篤ト其ノ邊ノ
コトニ付キマシテヘ一段ノ御考慮ヲ拂フ
必要ガアルコトデハナイカト存ジマス、
次ニ申上ゲマシタル所ノ民間航空ヲ戰時ド
ウスルカ、陸軍大臣ノ御答辯ニ依リマシテ
モ、全部ヲ陸軍デ徵發シテシマッテ、軍防空
ニノミ之ヲ使フシダト云フ御答辯ガナカッタ
ノデアリマス、サスレバ民間防空ト云フモ
ノハ残ッテ居リマセウ、先程モ申上ゲマスル
ガ如ク茲ニ篤志家ガアリマス、非常ニ優秀
ナ操縦士デアリマス、日本ニハナイ位ノ飛
行機ヲ持ッテ居リマス、是ガ戰時防空ノ際ニ
晏如トシテ居ルコトハナイ、必ズ此ノ防空
ノコトニ參加ヲスルニ相違アリマセヌ、サ
ウスレバ是ハ消極防空デアルトカ、積極防
空デアルトカ云フ文字ヲ以テ區別スル必要
ハナイ、防空自體全ケレバ宜シイノデアリ
マス、是ハ中間ニ位スルモノデアル、積極防
空ヘバ積極デアルケレドモ、消極ト見レ
バ消極デモアル、左様ナコトニ付テ此ノ法

案ニ規定ハアリマセヌノデ、何トカ御考慮
ノ必要ガアラウト存ジマス、其ノ次ニ中央
統轄機關ノ問題ニ付キマシテハ御答ヲ得マ
シタ、ソレハ正ニ其ノ通リト拜承シマス、
唯内務大臣カラ御答辯ノナカツタノハ内務
大臣御自體人、御自身ノオヤリニナルコト
デアリマス、是ガ爲メ私ハ例ヲ舉ゲテ「フ
ランス」ノ例ヲ擧ゲテ、「フランス」ハ各省
別ニハナッテ居ルケレドモ、法ノ上ニ根據
ヲ持ッテ内務大臣ト權限ヲ定メテ居ル、ソレ
ハ航空ノ任、防空ニ任ズル所ノ編成及業務
ヲ指導監督スルノ權能ガアル、其ノ權能ニ
依リマシテハ他ノ省ニモ適當ナル指令ヲ發
スルコトガ出來ルヤウニナッテ居ルノデア
リマス、即チ内務大臣ヘ其ノ點ヲ如何ニナ
サルノデアルカ、ソレ等ガナクテ唯通知ヲ
發スル、協議ヲスルト云フノデハ心細イ、
サウデナク法ニ根據ヲ持ッテ居ル所ノ内務
大臣ノ權限ヲ御設定ナサルノ用意ガアルカ、
ソレヲ重ネテ御尋ネ致シマス、次ハ官民一致
シテ行ヒマスル所ノ防空ノ各事業ハ法案ノ
中ニ示サレテアリマス、監視、警戒、消防、
消毒、隨分廣汎ナモノデアリマス、先程燈
火管制ノ御話ガゴザイマシタガ、之モ容易
ナコトデアリマセヌ、極メテ複雜多岐ナル
モノデゴザイマス、如何ニシテ之ヲヤルノ
デアルカト云フコトハ、今日迄軍ノ努力ニ
依リマシテ概々普及シツ、アルノデゴザイ
マス、私ハ是ハ軍ノ努力ニ對シ大ニ感謝セ
ヌケレバナラスト思ヒマス、併シナガラ未
ダ前途遼遠デゴザイマス、何等力軍ニヘア
ルカハ存ジマセヌケレドモ、一般國民ニ對
ルノデアルカト云フコトガ何等示サレタモ

ノハゴザイマセヌ、唯民間ニ於キマスル所
ノ防空訓練ニ依ツテヤッテ居ルダケデアリマ
ス、ソレガ未ダ不十分デアルコトヘ先程兩
大臣人、内務大臣ノ述ベラレタ通リデゴザ
イマス、次ニ私ノ茲ニ御尋シタイノヘ、斯
クノ如キ各般ノ防空行事ニ關シテ行動ヲ律
スペキ所ノ教範トデモ言フベキモノヲ將來
出ス積リデアルカドウデアルカ、私ヘナケ
レバ困ルト思フ、若シ出スト云フナラバ、
是ハ何カ法ニ根據ヲ有スル所ノモノニシタ
イノデアリマス、左様ナコトヘ何等御示ガ
ナイカラ、勝手ニヤルノダト言ヘバソレ迄
デアルケレドモ、凡ソ防空ニ關スル限り是
ガ根本法デアツテ、是ヨリ防空ニ關スル一切
ノ法令、法規ガ出ルヤウニシタイト思フノ
デゴザイマス、此ノ點如何デアルカラ御尋
ネ致シマス、次ヘ防空實行機關ノ問題デゴ
ザイマス、今回ノ法ニ於キマシテヘ、地方
行政區ニ從ツテ各、其ノ責任ヲ明カニ致シテ
居リマス、是ヘ至極結構ナコト思フ、而
シテ何物ハ如何ナル組織ノモノガ如何ニシ
テ之ニ當ルノデアルカト云フコトノ規定ハ
全然缺如シテ居ルノデアリマス、只今迄ヘ御
説明ガアリマシタ如ク、東京ニ於キマシテ
ヘ東京震災防護規程ト云フモノガゴザイマス、
テ、是ハ各軍衙、官衙等ガ皆共同シテ作ツタモ
ノデアリマス、皆サン御承知ノ通り各町々ニ
モ自由的ノ防護團ト云フモノガゴザイマス、
是ハ地方ニ依ツテ色々組織ヲ異ニスルモノ
ヘアリマスルケレドモ、軍ノ助成ニ依リマ
シテ今日ノ發達ヲ見タト云フコトヘ、私ハ
國家ノ爲メ非常ニ喜バシイコトト思ウテ居
ルノデアリマス、之ニ付テ外間或ヘドウモ
防護團ハ不都合ナモノデアルトカ、或ヘ斯
ウ云フ過失ガアツタカ云フコトヲ申ス、ソ

レハ或ヘサウデアルカモ知レマセヌガ、私
ヘ大局カラ見マシテ、今日迄義務的ニアレ
等ノ人達ガアノヤウニ熱心ニ防護義務ヲ、
強制的義務ヲ持タナイノニ、義務的ニ努力
シテ來タコトニ付テ、國家トシテ感謝スベ
キモノデアルト考ヘテ居ルノデゴザイマス、
私ヲシテ言ハシムレバ、左様ナル試験済ノ
一ソノ防護團ト云フモノガ組織サレテ居ル
モノガアル、然ル所今回ノ法案ヲ見マスレ
バ、何ガ一體防空ニ當ルノデアルカ、防空
實行團體ト云フモノニ付テヘ一言モ言及シ
テ居ラヌコトデアリマス、是ハ私ヘ法ノ不
備デハナカラウカト思フ、唯行政ノ組織ニ
シテヤルンダ、斯ウ云フ計畫ヲ作ルンダト
云フコトデアルケレドモ、ソレ等ノ實行團
體ガ如何ナル實行者ガ之ニ當ルノデアルカ
ト云フコトノ規定ガナイト云フコトヘ、私
ハ全ク缺陷ト申サナケレバナラヌト思フノ
デアリマス、ソレニ付テヘ如何デゴザイマ
セウカ、無論是ハ書イテ居ラヌト云フコト
ヘ不必要ト云フノデアリマセヌ、極メテ必
要デアルケレドモソレハ各府縣、市町村ニ
御任セニナルノデアリマセウカ、御任せ
ニナルトスレバ區々マチノモノガ出
來ル、ソレハ區々マチノモノヲシテ實行ニ當
ルカラニヘ、此ノ大切ナル防空ノ實行團體
ト云フモノニ研究ヲ進メテ、略斯ウ云フ
モノガ宜イ、斯ウ云フモノヲシテ實行ニ當
軍ト相協力シテ内務省ガ御決メニナリマス
ラシメルンダト云フ御考ガナケレバナラヌ
ト思ヒマス、火事ト云フモノガアリ、是ハ
恐ロシイモノデアル、故ニ消防ノ組織ガ必
要デアル、私ヘ防空ト云フモノガ必要デア

ル、防空ノ實行ニ任ズル所ノ團體ガ必要デ
アルガ故ニ其ノ組織ガ法ノ上ニ決メラレテ
居ラナケレバナラヌ、若シ決メラレテ居ラ
ナイト言フナラバ、ソレハ此ノ法ヨリ段々
ト生レテ行ク所ノ其ノ根據トナルベキコト
ダケデモ此ノ法ノ中ニ規定スベキモノデナ
カラウカト思フ、此ノ點如何デゴザイマセ
ウ、其ノ次ハ防空助成機關ニ關スル件デゴ
ザイマス、先刻モ申上げマシタ如ク防空ノ
各作業ト云フモノハ極メテ廣汎ニシテ多岐
多端デアリマス、而モ斬新ナル科學ヲ根據
トシナケレバナラヌモノデアリマス、ソレ
ガ爲ニハ或組織ガ出來マシテ、實行ニ任ズ
ルノデゴザイマスケレドモ、其ノ組織體ノ
中ニハ幹部ガナケレバナリマセヌ、指導者
ガナケレバナリマセヌ、如何ニシテ之ヲ養
成スル積リデアルカ、「ドイツ」ニ於キマシ
テハ千數百ノ防空學校ヲ持ッテ居ルノデア
リマス、ソレノミナラズ「ドイツ」ニ於キマシ
テハ十軒ノ……大概十戸ガ一ツノ家ヲ占領
致シテ居リマス、其ノ一軒ノ家ニソレ
ノ組織ガゴザイマス、サウシテ毎週必ズ一
回ヘ「ナチス」ノ幹部ガ參リマシテ防空ノ教
育ヲ致シテ居リマス、サウシテ其ノ中堅ト
ナルベキ者ニ對シテヘ特別教育ヲ致シテ居
リマス、尙又ソレヲ町々ヲ集メマシタル所
ノ大ナル區域ニ於キマシテヘ、一箇月ニ一
遍必ズ行ツテ居リマス、サウシテ中堅幹部ヲ
教養スルノミナラズ、怠リナク何時左様ナ
行ツテ居ルノデゴザイマス、是ヘ極メテ必要
機會ニ遭遇シマシテモ慘禍ヲ未然ニ防ギ或
ヘ局限スルコトニ付テノ手段ヲ怠リナクハ
ルコトヲ、消防ニ關シテ申上ゲルノデハナ
イ、ソレト比較ヲシマシテモ遙カニソレヨ

リモ此ノ助成機關ガ必要デアリマス、デ今
日迄防空ノコトヲ誰ガヤルノデアルカ、例
ヘバ陸軍デ指導致シマスル所ノ國防協會ト
云フモノノ中ニモ防空ト云フ字ガアル、又
在郷軍人會ノ規則ノ中ニモ防衛ト云フ字ガ
入ヅタ、斯ウ云フ風ニシテ防空ノコトハソレ
ソレ皆注意ヲ拂ツテ居リマスルケレドモ、
纏ツテ防空ト云フコトヲ今日迄ヤッテ來テ居
ル所ノ機關ト云フモノハ甚ダ少ノイデアリ
マス、私ハ斯様ナモノハ是非ナケレバナラ
スト思フ、現ニアリマスモノハ、數多アリ
マスルケレドモ、我々ノ先輩デアリマスル
所ノ藤村男爵ガ會長トナッテ作リマシタル
國民防空協會ノ如キハ、昭和五年以來今日
ニ至ルマデ終始一貫、熱心ニ此ノ事業ヲ研
究、調査、宣傳、其ノ他指導ナドヲ致シテ
居ルノデゴザイマス、斯様ナモノガアリマ
シテ、軍ニ於キマスル所ノ専門家ノ御指導
ヲ受ケ、其ノ御指揮ヲ仰イデ、サウシテソ
レ等ノ中堅幹部ト相俟ツテ防空ノ任務ヲ今
日マデ致シテ來テ居ルノデゴザイマス、ソ
レデ私ハ是非トモ是ガナケレバナラスト思
フ、而シテ之ヲヤラセルト云フコトニナリ
マシタナラバ、之ヲ一ツニスルカ、全國的
機關ヲ、防空協會ト云フ一ツノ本部ヲ作
リ、支部ヲ各所ニ設ケルト云フカ、組織上
ノ細部ニ付キマシテハ、是ハ爾後ノ研究ニ
俟タナケレバナラヌコトト思ヒマスルケレ
ドモ、是非トモ斯様ナ機關ガ必要デアルト
思フ、サウシテ之ニハ學校ヲ建設セシメル、
其ノ學校ニ皆入レマシテ、サウシテ各市町
村ニ於キマスル部分毎ニ、部落デアルトカ、
マスレバソレノノ區劃ニ從ヒマシテ、中
堅トナルベキ人ヲ教養シナケレバナリマセ

又、之ニハ可ナリ莫大ナル費用ヲ要スルモノト思ハナケレバナラヌ、即チ學校ヲ設置スルトシタナラバ、之ガ活動ノ爲ニ尠カラズ經費ヲ要スルコトニ相成ルノデゴザイマス、又此色ナ費用ヲ要スルコトニ相成リマス、又此ノ防空協會ナルモノニ色々ナル任務ヲ課スルトシタナラバ、之ガ活動ノ爲ニ尠カラズ經費ヲ要スルコトニ相成ルノデゴザイマス、ソコデ私ノ御尋シタイノハ、此ノ防空助成機關、此ノコトニ付テハ如何様ニ御考ニナッテ居リマスカ、私ノ只今質問致シテ居リマスルコトハ、防空助成機關ト云フ大キナモノノ組織、是ガ持タナケレバナラヌ所ノ學校ノ如キモノハ如何ニナサルカ、其ノ次ハ、現在我ガ國ニ於キマシテ、防空助成機關ニ對シテ最モ關心ヲ持ツベキモノハ、如何様ナモノガ何處ニオアリニナルカ、其ノ御取調ガ出來テ居ルカドウカ、若シ出來テ居ルトシタナラバ、如何ニシテ之ヲ統轄、綜合、整理セムトスルカ、其ノ次ヘ建築ノ事項デゴザイマス、今日我ガ國ノ都市ノ建築ハ誠ニ雜然タルモノデゴザイマス、此ノ新議事堂ハ誠ニ是ヘ上空ニ對シマシテハ好目標ヲ呈スルモノニアリマスル模範的ナモノデアリマス、斯様ナモノハ各所ニ散在ヲ致シテ居リマス、白堊ノ殿堂天空ニ聳エテ居リマシテ、サウシテ良好ナル空中目標トナッタ時ニ、如何ナル影響ヲ此ノ附近ニ及スカラ思ヒマスルト、私ハ無關心デ居ルコトハ出來ナイト思フノデアリマス、是ハ單ニ此ノ議事堂ニ關スルノミナラズ、比々皆然リ、少シモ此ノ空襲ヲ考慮スル所ノ建築ト云フモノハ今日迄ハ考ヘラレテ居ラナカツタノモ已ムヲ得ナイデアリマセウ、サウ申シタナラバ軍部大臣ハ、都市計畫法ガアル、市街地建築物法ガアルト申サレル

カモ知レマセヌ、無論ゴザイマス、ゴザイ
マスガ、是等ニ讓ルトシテモ、私ハドウモ
安心ガ出来ナイ、何故ナラバ此ノ兩法案ノ
中ニ一言モ防空ト云フ字ガゴザイマセヌ、ゴザイ
即チ防空ト云フコトニ付テハ考慮ヲ拂ヘナ
カツタ、或ヘ極メテ關心ノ薄イ時代ニ出來タ
其ノ儘ノモノデゴザイマス、何トシテモ防
空ニ關シマシテヘ、私ハ是ヘ法ノ上ニ於テ
根據トナルベキモノヘ、防空ニ關スル限り
此ノ法カラ出テ來ルヤウニシナケレバナラ
ヌトイフ、サウシテソレノノ法案ニ依テ
テ、今度ハ例ヘバ保安衛生デアルトカ、或
ハ色々ナソレノ必要ニ應ジテ敷衍ラシ
タ意味ガ加ゾテ來ルベキモノデアラウト思
フ、然ル處、本法案ノ何處ヲ見マシテモ、
防空ニ關シテ、地上建築或ヘ地表面上ノ施
設交通、就中地下施設ハ非常ニ大切デアル
ノデ、若シモ此處ニ著眼ヲ致シ、色々ナ助
成ヲスルトカ、色々ナ方法ヲ講ズルコトニ
設、交通、就中地下施設ハ非常ニ大切デアル
ノデナケレバ、空襲ノ時ニ非常ナル混雜ト
惨害ヲ被ルコトハ眼ニ見エルヤウナコトデ
アル、私ヘ是非トモ今後ニ於キマスル所ノ
都市建築ニ於テハ、此ノ防空ヲ一切考慮シ
テヤラナケレバナラヌモノト思フノデ、是
ハ都市ニ於テ極メテ大切デアル、都市ハ即
チ國ノ中樞ヲ成スモノデアル、東京ノ如キ、
大阪ノ如キ、斯様ナ大都市デアリ、而モ策
源地デゴザイマスル所ノ斯様ナ所ガ、我々
ノ能ク軍部カラ伺ヒマスル所謂超爆撃機ノ
空襲ヲ受ケマシタ時ニ於テ、アノ關東震災
ヲ思ヘバ、如何ナル慘害ガ來ルカ、斯様ナ
築ヲ今日ノ儘ニ放置スルコトハ、非常ナル
是ハ失態デアルト存ズルノデアリマス、斯

クノ如キ狀態デアリマスルカラシテ、私ハ
ドウシテモ此ノ防空ニ關スル限リは根本
法ト致シ、此ノ中ニ建築、地下構築、其ノ
他地上ノ一切ノコトニ付キマシテ、必要ナ
ル要件ヲ生ミ出ス所ノ基ヲ之ニ包含セシム
ル必要ガナイカト云フコトヲ考ヘマシテ、
此ノ點ヲ御尋ネ申上ゲマス

テ來ルカト云フコトハ、ソレ／＼將來ノ詳密ナル計畫ニ基イテ規定セラレルノガ適當デアル、斯ウ云フ風ニ考ヘマシテ、法律ノ上ニハ此ノ防護團ト云フモノヲ特ニ規定致サナカッタ次第デアリマス、サリナガラ從來ノ活動ヲ期待スルト云フコトハ、私ガ申ス迄モナイト思フノデアリマス、ソレカラ第ウナ形ハ、何レニシマシテモ斯ウ云フ團體ノ活動ヲ期待スルト云フコトハ、私ガ申ス迄モナイト思フノデアリマス、ソレカラ第ニニ防空助成機關即ち防空協會ト云フヤウナモノノ將來ニ對シテ、是等ヲ助成スル意思アリヤ否ヤト云フヤウナ御尋ニ伺ッタノデアリマス、是ハ固ヨリ私共モ必要ト考ヘマシテ、將來斯クノ如キ助成機關ガ法ニ基イテ出來テ居リマスル防空計畫以外ニ於テ出來マスルコトハ非常ニ望ム所デアリマス、只今ニ於キマシテハ御承知ノ通り、防空協會、或ハ國防協會ト云フヤウナモノガ設立セラレテ居リマスルケレドモ、是等ハ未ダ微力デアリマシテ、十分デハナイヤウニ思フノデアリマス、本法ガ施行實施セラレタ後ニ於キマシテ、ソレ／＼防空計畫ガ緒ニ就キ、其ノ實施方漸次行ハル、ニ從ヒマシテ、是ト相俟ツテ所謂篤志的ノ防空協會、若シクハ何等カノ形ニ於ケル助成機關ノ發達致シマスコトハ、當局トシテ希望スル所デアリマス、ソレカラ次ニ本法ニハ、防空ノ上ニ於テ最モ必要デアルベキ建築ニ關スル問題トカ、或ハ交通ニ關スル問題、其ノ他地上地下ニ關スル何等ノ規定ガナイントシテハ、所謂建築、交通其ノ他ヲ網羅實ハ本法制定ニ付キマシテ、各種ノ法案ヲ研究致シタノデアリマス、最モ完全ナルモノトシテハ、所謂建築、交通其ノ他ヲ網羅致シマス所ノ法案モ考ヘテ見タノデアリマ

スケレドモ、併シサウ云フ問題ハ所謂多岐建築物法トカ、或ハ都市計畫法ト云フヤウナ、從來ニ於キマシテ、防空ト云フコトヲ離レタ文化ノ問題ニ於テ立テラレテ居リマスル法案トノ關係ニ於テモ非常ニ密接ナル點モアリ、且又今日ノ國民經濟、民間ノ經濟、或ハ更ニ國家ノ財政ト云フヤウナコトモ考慮ヲ致サナケレバナラヌノデアリマシテ、取敢ス今回提案致シテ置キマシタ此ノ法案ハ、大體ニ於テ國民ノ防空ニ關スル訓練ト云フコトヲ主眼ニ致シ、更ニ防空ニ必要ナル最小限度ノ設備ヲ爲スペキヨコトヲ規定致シテ居ルヤウナ次第アリマシテ、モット将來更ニ時勢ノ狀況ニ依リマシテハ、モット完全ナルモノヲ作ラナケレバナラヌヤウナコトニ立至ルカモ考レマセヌ、更ニ又別箇ノ立場ニ於テ、或ハ都市計畫法トカ、或ハ市街地建築物法ト云フモノヲ、防空ト云フ觀點ノ上カラモ考ヘナケレバナラヌヤウナ狀況ニ立至ルヤウナコトモアラウト思ヒマスルガ、取敢ズ只今申上ゲマシタヤウナ、國民的訓練竝ニ設備ノ最小限度、少クモ是ダケノ設備、或ハ國民的義務ヲ規定シナケレバナラヌト云フ所カラ作リマシタ次第アリマシテ、將來情勢ノ變化ニ依リマシテ、レヌト思フノデアリマス、大體ニ於テ其ノ實施ハ本法ヲ基幹ト致シマシテ、之ニ依ッテ與ヘラレタル權能ニ依リマシテ、地方ニ於テソレノ適切ナル計畫ヲ立テル、斯ウ云フ所ニ出デテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ國家ガ二分ノ一以内ノ補助ヲスルト、斯ウ云フ國家ノ義務ヲ規定シタ、斯ウ云フ次

第デアリマス、デ只今御述ニナリマシタヤ
ウニ、是等ノ諸問題、殊ニ建築トカ或ハ交通
トカ云フヤウナ地上地下ノ問題ガ、防空ニ
關聯シテ極メテ必要デアリ、大ニ考ヘナ
ケレバナラスト云フコトニ付キマシテハ、
只今淺用男爵ノ御述ニナリマシタ通りト思
ヒマシテ、私共へ誠ニ御同感ヲ申上ゲル次
第デアリマス、尙先程御答ヘ漏レヲ致シマ
シタガ、先程御述ニナリマシタヤウニ、取
敢ズ此ノ防空ヲ扱ヒマスル事務トシテハ、
地方局ノ一課ノ中ニ過ギマセヌケレドモ、
將來此ノ事務ガ發展致シマスルナラバ、更ニ
是等ノ所轄ノ局課モ考ヘナケレバナラスト、
斯ウ云フコトニ相成リマセウト思ヒマスケ
レドモ、只今ハ取敢ズ昭和十二年ニ於テハ
約二萬圓ノ事務費ヲ要求シテ居ルニ過ギナ
イ次第デアリマス、尙所管ハ大體ニ於テ内
務大臣デゴザイマスルケレドモ、本法ニ於キ
マシテハ主務大臣ト云フ言葉ヲ用ヒテ居ル
ノデアリマス、ソレ／＼其ノ所管ノ事務ニ
從ヒマシテ、自ラ勅令其ノ他ニ於テ主務大
臣ノ範圍ガ極ルノデアラウト、斯ウ云フ風
ニ思フノデアリマス

云フコトモ私ハ聽キ漏ラシタノデアリマス、此ノ點ヲ如何ナサルカト
ナカッタヤウデゴザイマシタ、第三點、委員
會ヲ設ケテ防空ノ實行ニ當ルトノコトデゴ
ザイマス、是ハ法令ニ明示シテ居ルガ、或ハ之
ニ關聯シタ中ニゴザイマスルカラ、サモアル
ベキコトト思ヒマス、ケレドモ依然トシテ委
員會デアツテ、諮詢機關デアウカト考ヘマ
ス、實行機關デアリマセヌ、無論此ノ委
員會ニ於キマシテ練ツテ、最良ナモノヲ市
町村ニ於テ作ルデハアリマセウト思ヒマス
ルケレドモ、私ハ市町村長、或ハ知事ガウ
マクヤルダラウト、斯ウ云フノデハ心細イ、
何カソコニ根據トナルベキモノヲ發案考慮
ヲ致シ、御示ガナケレバ思フヤウニ行カヌ
ノデアル、是ガ必要デアル、ソレガ爲ニ中
央ノ御役所ガアルノデアル、此ノ點ハ如何
デアルカ、以上ノ如クマダ質問モアルノデ
ゴザイマスルケレドモ、徒ニ長クナルコト
ヲ避ケマシテ、是デ終了スル譯デゴザイマ
スガ、私ハ何モ此ノ初メテ生レル法ニ於テ、
最初カラ完備ヲ期シテヤルト云フ、是ガ爲
ニ練ル、或ハムツカシクテトウ＼＼法案ノ
生レルコトモ遲滯ヲスル、斯ウ云フコトハ
望マシイコトデハナイ、先程内務大臣ハ施
行ノ期間ニ付テハ別ニ示スト言ハレタガ、
私ハ一刻モ早ク此ノ法案ヲ貴衆兩院ガ通過
ヲ致シテ、サウシテ明日ヨリ之ガ準備ニ邁
進シナケレバナラヌコトト思ウテ居ルノデ
アリマス、故ニ私ハ決シテ此ノ難キヲ求ム
ル譯デアリマセヌデ、已ムヲ得ナケレバ
是ダケデモ私ハ満足ヲ致シマス、ドウカ希
十分ニ、極メテ迅速ニ、眞剣ニオヤリ下サ
イマシテ、完全ナル法律ヲ作ルコトニ御願

ヲシタインデアリマス、ノミナラズ私ハ之ヲ實施スルニ付キマシテハ、ナカノ内務省トシテハ御骨折リデアラウ、何故ナラバ我ガ國ノ從來ニ於キマスル狀態ト云フモノハ、國防ノコトハ軍ノ仕事デアルト云フガ如キ考、サウデナイコトハ皆サン御承知デアルガ、實際問題ニ觸レマスルト云フト、斯様ナコトハ軍ニ任シテ顧ミナイ、ト言ツテハ語弊ガアルカモ知レマセヌケレドモ、極メテ關心ガ薄イノデアリマス、故ニ保安、警衛、警戒等ニ任ズル所ノ、其ノ職責ヲ持ッテ居ル所ノ内務省ニ於テハ、今日迄此ノ點ニ於テハ如何デアッタカ、私ハ過去ニ於テ御關心ガ薄クハナカッタカ、併シ私ハ今之ヲ決シテ難ズル者デハゴザイマセヌケレドモ、何卒軍ト相協力致シマシテ、國民ノ防空ナクシテ國防ナシ、之ヲ一ツドウゾ御念頭ニ入レマシテ、爾後ニ於テ一層ノ御努力アラムコトヲ御願ヒ申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

〔國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河原田稼吉君) 只今御答へ漏

レヲ致シマシテ誠ニ恐縮ニ存ジ上ゲマス、

防空ニ關スル教範ノヤウナモノガ必要デハ

ナイカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、誠ニ御尤ノコトト思ヒマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、本法ガ施行セラレマシテ、ソレソレ設定ノ責任者ガ出來マシタ曉ニ於キマシテ、中央ニ於テハ固ヨリソレ等ノ根本的ノ方策ニ付テ教範ノヤウナモノヲ作ルコトモ必要デアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス、此ノ點ニ付キマシテハ十分攻研究ヲ重ネタイト考ヘマス、次ニ内務大臣トシテ他ノ官廳ニ對シテ相當權限ヲ持ツ、若シクハ其ノ權限ヲ明カニスル必要ガアルデハナイカ、斯

語弊ガアルカモ知レマセヌケレドモ、極メテ關心ガ薄イノデアリマス、故ニ保安、警衛、警戒等ニ任ズル所ノ、其ノ職責ヲ持ッテ居ル所ノ内務省ニ於テハ、今日迄此ノ點ニ於テハ如何デアッタカ、私ハ過去ニ於テ御關心ガ薄クハナカッタカ、併シ私ハ今之ヲ決シテ難ズル者デハゴザイマセヌケレドモ、何卒軍ト相協力致シマシテ、國民ノ防空ナクシテ國防ナシ、之ヲ一ツドウゾ御念頭ニ入レマシテ、爾後ニ於テ一層ノ御努力アラムコトヲ御願ヒ申上ゲテ、私ノ質問ヲ終リマス

〔國務大臣河原田稼吉君演壇ニ登ル〕

○國務大臣(河原田稼吉君) 只今御答へ漏

レヲ致シマシテ誠ニ恐縮ニ存ジ上ゲマス、

防空ニ關スル教範ノヤウナモノガ必要デハ

ナイカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、誠ニ御尤ノコトト思ヒマス、是等ノ點ニ付キマシテハ、本法ガ施行セラレマシテ、ソレソレ設定ノ責任者ガ出來マシタ曉ニ於キマシテ、中央ニ於テハ固ヨリソレ等ノ根本的ノ方策ニ付テ教範ノヤウナモノヲ作ルコトモ必要デアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス、此ノ點ニ付キマシテハ十分攻研究ヲ重ネタイト考ヘマス、次ニ内務大臣トシテ他ノ官廳ニ對シテ相當權限ヲ持ツ、若シクハ其ノ權限ヲ明カニスル必要ガアルデハナイカ、斯

ウ云フ御言葉デアリマシタ、誠ニ是亦御尤モノ次第ト存ジマスルノデ、勅令其ノ他ガ制定セラレマスル際ニ十分ニ他省ト連絡協調、協議ヲ遂ゲマシテソレノ遺憾ノナイヤウニ致シタイト存ジマス、第三ニ委員會ノ如キモノハ諸間機關デアッテ、甚ダ不十分デハナイカト云フ御言葉ノヤウニ伺ヒマシタガ、先程申述ベマシタヤウニ、施行ノ責任者ハ市町村長デアリマスルガ、併シ委員會モ諸間機關トハ申シナガラ、其ノ委員會ニハ所謂權威アル人ヲ網羅シテ其ノ計畫ニ當ラシメマスルナラバ、ソレガ結局ハ其ノ根本的ノ力ヲ持ツ、斯ウ云フ風ニナラウト協調ヲ遂ゲマシテ遺憾ノナイヤウニ致シタ伊ヒマス、是等ノ點ニ付キマシテハ十分ソレソレ或ハ軍部、或ハ其ノ他ノ關係各省ト葉ヲ戴キマシテ私共誠ニ感佩ニ堪ヘマセヌ、就キマシテハ御言葉ノヤウニ、軍部其ノ他ト十分ナル連絡協調ヲ遂ゲマシテ、遺憾ナキヲ期シタイト存ジマス

○議長(公爵近衛文麿君) 水野甚次郎君

〔水野甚次郎君演壇ニ登ル〕

○水野甚次郎君 戰時又ハ事變ニ際シ陸海

ナカ、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、誠ニ御尤ノコトト思ヒマス、是等ノ點ニ付キ

マシテハ、本法ガ施行セラレマシテ、ソレ

ソレ設定ノ責任者ガ出來マシタ曉ニ於キマ

シテ、中央ニ於テハ固ヨリソレ等ノ根本的

ノ方策ニ付テ教範ノヤウナモノヲ作ルコト

モ必要デアラウ、斯ウ云フ風ニ考ヘマス、

此ノ點ニ付キマシテハ十分攻研究ヲ重ネタイ

ト考ヘマス、次ニ内務大臣トシテ他ノ官廳

ニ對シテ相當權限ヲ持ツ、若シクハ其ノ權

限ヲ明カニスル必要ガアルデハナイカ、斯

語シテ居ルデハアリマセヌカ、本法ノ目的

ガ國民ノ航空知識ヲ涵養スルト云フノデア

レバ何等議論ノ要ハゴザイマセヌ、併シナ

ガラ防空設備ヲ怠リ、徒ニ個人主義國ノ法

ニ燃ユル帝國國民ニ對セムトセラル、ナラ

バ無用ノ長物デアリマス、本法ノ如キ設定

ナシト雖モ一朝非常時ニ際會シタル場合、

其ノ生命財産ヲ君國ノ爲ニ捧グルコトヲ躊躇スル者ハ一人モゴザリマセヌ、若シ萬一誤ツテ賣國的行爲アリタル場合、平時絕對

ニ之ヲ行ハザル「アメリカ」流ノ「リンチ」制

裁サヘ行ツテ、互ニ戒飭セル例ハ日清、日露

兩戰役ニ於テモ屢々之ヲニセル所デアリ

マス、敵機來襲ニ對スル防空ヨリモ、敵ノ一

機タリトモ皇土ノ上空ヲ飛揚セシムベカラ

ズトノ研究ガ急務中ノ急務デハゴザイマセ

ヌカ、即チ何物ヲ犠牲ニ供スルトモ此ノ際大

空軍ノ充實ヲ計ラネバナラヌコト勿論デア

リマス、財政關係上是ガ實現困難ナリトセ

バ、國營富籤ノ如キ最モ機宜ニ適シタルモ

ノデアリマシテ、彼此論議ノ餘地ハゴザイ

マセヌ、仍テ先づ民間航空ノ發展ヲ期スベ

ク、航空省設置ガ急務デハアリマセヌカ、

バ、國營富籤ノ如キ最モ機宜ニ適シタルモ

ノデアリマシテ、彼此論議ノ餘地

通り、農村ニ於テ甘諸、馬鈴薯等ハ、農村ノ食用品トシテ相當大切ナモノデアリマスガ、其ノ原料ヲ「アルコール」製造方面ニ無闇ニ使フコトニ心ヲ注イデ、食糧ニ缺乏ヲ訴ヘテ、農民ガ困ルヤウナコトガアッテハ困ルカラ、サウ云フコトニ注意ヲシテ欲シイト云フノガ一ツデアリマス、ソレカラ原 料ノ買上ニ付テハ農家ノ爲メ、十分農家ノ希望ヲ入レテヤツテ貴ヒタ、安ク買ヘバ政 府ハ得デアラウガ農民ハ困ル、其ノ點ヲ能 ク調節シテ考慮サレタイト云フノガ第二デアリマス、第三ハ煙草ノヤウニ特定地ヲ定 メナイヤウニシテ貰ヒタイ、煙草ハ此ノ場 所ニ栽培ヲセイト云フヤウナ特定ノ場所ガアルノデアリマセウ、サウ云フコトノナイヤウニシテ貰ヒタイ、裏作ヤ何カノ關係上、成ルベク特定地ヲ設ケナイヤウニ、何處デ栽培シテモ宜イヤウニシテ貰ヒタイト云フ意味ラシクアリマス、ソレカラ第四デアリマス、原料ニ付キマシテハ、現今ハ主トシテ馬鈴薯、甘諸ヲ多ク用ヒテ居ルノデアリマスガ、廳テハ他ノ原料、或ハ木材デアルトカ其ノ他種々ノモノカラ取レルサウデアリマスガ、サウ云フ代用品ニ付テモ十分研 究ヲサレタイシ、又新シク原料ニ移ル過渡期ニ於テモ十分注意ヲ拂ハレタイ、斯ウ云フノガ第四デアリマス、第五ニハ製造技術上ニ付テ一層研究ヲサレタイ、マアザットスウ云フ御希望ニアツクノデアリマス、是ハ御一人ノ御希望ニアリマスガ、委員全體ノ希望ト見テモ宜シイヤウニ考ヘラレマスノデ、政府ハ此ノ御希望ヲ容レルニ付テ十分研究モシ、注意モシ、考慮ヲ拂フト云フ答辯デゴザイマシタ、斯クテ採決ノ結果、兩案共全會一致デ可決サレタヤウナ次第デゴザイ

マス、右御報告申上ゲマス
○議長(公爵近衛文麿君) 御發言ガナケレバ、兩案ノ採決ヲ致シマス、兩案ノ第一讀闇ニ使フコトニ心ヲ注イデ、食糧ニ缺乏ヲ訴ヘテ、農民ガ困ルヤウナコトガアッテハ困ルカラ、サウ云フコトニ注意ヲシテ欲シイト云フノガ一ツデアリマス、ソレカラ原 料ノ買上ニ付テハ農家ノ爲メ、十分農家ノ希望ヲ入レテヤツテ貴ヒタ、安ク買ヘバ政 府ハ得デアラウガ農民ハ困ル、其ノ點ヲ能 ク調節シテ考慮サレタイト云フノガ第二デアリマス、第三ハ煙草ノヤウニ特定地ヲ定 メナイヤウニシテ貰ヒタイ、煙草ハ此ノ場 所ニ栽培ヲセイト云フヤウナ特定ノ場所ガアルノデアリマセウ、サウ云フコトノナイヤウニシテ貰ヒタイ、裏作ヤ何カノ關係上、成ルベク特定地ヲ設ケナイヤウニ、何處デ栽培シテモ宜イヤウニシテ貰ヒタイト云フ意味ラシクアリマス、ソレカラ第四デアリマス、原料ニ付キマシテハ、現今ハ主トシテ馬鈴薯、甘諸ヲ多ク用ヒテ居ルノデアリマスガ、廳テハ他ノ原料、或ハ木材デアルトカ其ノ他種々ノモノカラ取レルサウデアリマスガ、サウ云フ代用品ニ付テモ十分研 究ヲサレタイシ、又新シク原料ニ移ル過渡期ニ於テモ十分注意ヲ拂ハレタイ、斯ウ云フノガ第四デアリマス、第五ニハ製造技術上ニ付テ一層研究ヲサレタイ、マアザットスウ云フ御希望ニアツクノデアリマス、是ハ御一人ノ御希望ニアリマスガ、委員全體ノ希望ト見テモ宜シイヤウニ考ヘラレマスノデ、政府ハ此ノ御希望ヲ容レルニ付テ十分研究モシ、注意モシ、考慮ヲ拂フト云フ答辯デゴザイマシタ、斯クテ採決ノ結果、兩案共全會一致デ可決サレタヤウナ次第デゴザイ

○議長(公爵西大路吉光君) 直チニ兩案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○子爵植村家治君 賛成
○議長(公爵近衛文麿君) 直チニ兩案ノ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス
○子爵西大路吉光君 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 直チニ兩案ノ第三讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 全案全部、第二讀會ノ決議通リデ御異議ハゴザイマセヌカ
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ
○議長(公爵近衛文麿君) 御異議ナシト認メマス

○議長(公爵近衛文麿君) 是ニテ日程ハ全 部終了致シマシタ、明日ハ午前十時ヨリ開 會致シマス、日程ハ決定次第、彙報ヲ以テ 御通知ニ及ビマス、是ニテ散會致シマス 午後零時十六分散會

官報號外 昭和十二年三月二十九日 貴族院議事速記錄第二十六號

三四〇